

## 2 危機管理及び防災に対応する組織の拡充

県民の生命、財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急事態が発生した場合に関係機関等と連携を図りながらよりの確かつ迅速に対応するため、危機管理体制を拡充・強化します。

- (1) 県民生活を脅かす危機や災害に的確に対応するため、危機管理、防災、消防及び原子力安全対策を一元的に所管する組織として、県民生活・環境部に「防災局」を設置します。
- (2) 防災局には、「危機管理防災課」「消防課」及び「原子力安全対策課」を置きます。  
(これに伴い県民生活・環境部の「消防防災課」及び産業労働部の「原子力安全・資源対策課」を廃止します。)
- (3) 危機に、より機動的に対処するため、「危機管理監」を知事直属（庁議メンバー）とし、防災局長を兼ねることとします。

